

格付及び登録結果一覧表の見方について

1 入札参加資格・格付について

- (1) 建設業法に定める建設工事には、土木、建築の2つの一式工事のほか27の専門工事があり、29の建設工事の種類として区分されているが、本県においては、29の建設工事の種類ごとに県工事の入札参加資格を認めている。
- (2) 29の建設工事の種類のうち、次表に掲げる6つの建設工事の種類については、「格付業種」として格付区分を行っており、格付業種以外の23の建設工事の種類は「登録業種」とし、格付区分は行っていない。

格付業種（6業種）

| 建設工事の種類 | 略語 | 格付区分 | 建設工事の種類 | 略語 | 格付区分 |
|---------|----|---------|---------|----|-------|
| 土木一式工事 | 土木 | A B C D | 電気工事 | 電気 | A B C |
| 建築一式工事 | 建築 | A B C D | 管工事 | 管 | A B C |
| 舗装工事 | 舗装 | A B C | 造園工事 | 造園 | A B |

2 一覧表の構成について

- (1) 県内建設業者
大臣許可業者は一括して、知事許可業者は各地域振興局・支庁（各事務所）ごとに、五十音順又は許可番号順に記載してある。
- (2) 県外建設業者
大臣許可業者及び各都道府県知事許可業者ごとに、五十音順又は許可番号順で記載してある。

3 一覧表の記載欄について

- (1) 本店の所在地（市区町村名）欄
本店の所在する市区町村名を記載してある。
- (2) 格付業種欄
「格付」は、「格付区分」を示し、鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（以下「要綱」という。）に定める「入札参加資格の格付区分」，「運用」は、「運用区分」を示し、格付区分に格付けされた者のうち、要綱別表の注及び運用基準により、直近上位の格付区分の適用を受けることができる者を記載してある。
- (3) 総合点（主観点）欄
「総合点」は、令和5・6年度鹿児島県建設工事入札参加資格における格付基準（以下「格付基準」という。）に定める「総合点数」，「主観点」は、格付基準に定める「技術事項等評価点数」を記載してある。
- (4) 登録業種欄
入札参加資格を認定した建設工事の種類を次表のとおり略語で記載してある。

登録業種（23業種）

| 建設工事の種類 | 略語 | 建設工事の種類 | 略語 | 建設工事の種類 | 略語 |
|----------------|----|----------|----|---------|----|
| 大工工事 | 大 | しゅんせつ工事 | し | 電気通信工事 | 通 |
| 左官工事 | 左 | 板金工事 | 板 | さく井工事 | 井 |
| とび・土工工事 | と | ガラス工事 | ガ | 建具工事 | 具 |
| 石工事 | 石 | 塗装工事 | 塗 | 水道施設工事 | 水 |
| 屋根工事 | 屋 | 防水工事 | 防 | 消防施設工事 | 消 |
| タイル・れんが・ブロック工事 | タ | 内装仕上工事 | 内 | 清掃施設工事 | 清 |
| 鋼構造物工事 | 鋼 | 機械器具設置工事 | 機 | 解体工事 | 解 |
| 鉄筋工事 | 筋 | 熱絶縁工事 | 絶 | | |